

職場適応訓練費

障害者などの一般的に就職が困難な者を作業環境に適応させることを目的に職業訓練を実施する場合に支給します。

訓練の対象者

一般的に就職が困難で、公共職業安定所長が職場適応訓練の受講が適当と認め、受講を指示する者が対象となります。(例：身体障害者、知的障害者、精神障害者等)

訓練を受託できる事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

1. 職場適応訓練を行うための設備があること。
2. 指導員として適当な従業員がいること。
3. 原則として、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金等の社会保険に加入していること。
4. 労働基準法に規定する労働条件、及び労働安全衛生法その他の法律の定める安全衛生その他の作業条件が整備されていること。
5. 職場適応訓練が終了した後、当該訓練を受けた者を雇用する(短時間労働者を除く)見込みがあること。

支給できる額

訓練期間中、事業主には、職場適応訓練費として訓練生1人につき月額24,000円(重度障害者25,000円)を支給します。また、訓練生には訓練手当(月額106,000円程度)を支給します。

※ 訓練期間は6か月以内(重度障害者など、特に公共職業安定所長が必要と認めた場合は1年以内)で決定されます

※制度の概要のお問い合わせは沖縄県雇用政策課へ、また具体的な求職、求人に関するお問い合わせは管轄ハローワークへお願いします。